

平成22年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成22年8月30日 開会

平成22年8月30日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成22年8月30日（月曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議長の選挙
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議会運営委員の選任
- 日程第 6 同意第 2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
同意を求める件
- 日程第 7 議案第 9号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第10号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	加賀谷 正 美	2番	武 田 正 廣
4番	小 畑 元	5番	渡 部 幸 男
6番	伊 藤 祐 悦	7番	児 玉 一
8番	長谷部 誠	9番	千 田 正 英
10番	児 玉 裕 一	11番	佐 藤 吉次郎
12番	佐 藤 文 昭	13番	佐 藤 峯 夫
14番	鹿兒島 巖	15番	武 石 善 治
16番	藤 原 幸 美	17番	三 浦 正 隆

18番 須藤正人
20番 小野廣
23番 松田知己

19番 渡邊彦兵衛
21番 齋藤紀男
24番 菅原政一

欠席議員（3名）

3番 五十嵐忠悦
25番 佐々木哲男

22番 高橋浩人

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積志
副広域連合長 齋藤正寧
事務局次長 石川進
業務課長 畠山靖男

副広域連合長 栗林次美
事務局長 伊藤智
総務課長 高橋勉
会計管理者 秋山恵子

議会担当職員出席者

議会書記 小松幸月

議会書記 熊谷憲

午後2時00分 開会

○副議長（齋藤紀男） 本日は大変ご苦労さまです。

本日の出席議員は、22名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。これより平成22年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開

会いたします。

新議員の紹介

○副議長（齋藤紀男） 会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

平成22年2月定例会後、8市町村のそれぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われており、当選されました皆様をご紹介いたします。私から選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

潟上市議会議長の千田正英議員、八峰町議会議長の須藤正人議員、にかほ市議会議長の佐藤文昭議員、三種町長の三浦正隆議員、東成瀬村長の佐々木哲男議員は欠席であります。能代市議会議長の武田正廣議員、北秋田市議会議長の佐藤吉次郎議員、仙北市議会議長の佐藤峯夫議員。

以上8名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○副議長（齋藤紀男） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 議席の指定

○副議長（齋藤紀男） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、千田議員は9番、須藤議員は18番、佐藤文昭議員は12番、三浦議員は17番、佐々木議員は25番、武田議員は2番、佐藤吉次郎議員は11番、佐藤峯夫議員は13番と指定いたします。

新しく指定された議席（25名）

1 番	加賀谷 正 美	2 番	武 田 正 廣
3 番	五十嵐 忠 悦	4 番	小 畑 元
5 番	渡 部 幸 男	6 番	伊 藤 祐 悦
7 番	児 玉 一	8 番	長谷部 誠
9 番	千 田 正 英	10 番	児 玉 裕 一
11 番	佐 藤 吉次郎	12 番	佐 藤 文 昭
13 番	佐 藤 峯 夫	14 番	鹿兒島 巖
15 番	武 石 善 治	16 番	藤 原 幸 美
17 番	三 浦 正 隆	18 番	須 藤 正 人
19 番	渡 邊 彦兵衛	20 番	小 野 廣
21 番	齋 藤 紀 男	22 番	高 橋 浩 人
23 番	松 田 知 己	24 番	菅 原 政 一
25 番	佐々木 哲 男		

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（齋藤紀男） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、小畑元議員、藤原幸美議員、以上の2名を指名いたします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（齋藤紀男） 次に、日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（齋藤紀男） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う

ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（齋藤紀男） 異議なしと認めます。したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、能代市の武田正廣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武田議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（齋藤紀男） 異議なしと認めます。したがって、武田議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました武田議員が議場におられますので、本席から地方自治法第118条第1項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

○副議長（齋藤紀男） 武田議員からごあいさつをお願いいたします。こちらのほうへ登壇いただいて、ごあいさつをお願いいたします。

【武田正廣議長 登壇】

○議長（武田正廣） ただいま議長に選出いただきました武田でございます。

このたびは広域連合議会議長にご推挙いただきましてまことにありがとうございます。身に余る光栄でございます。今後は公正、円滑な議会運営を目指すとともに、住民福祉のために全力で取り組んでまいりたいと存じます。

浅学非才でございますので、議員の皆様におかれましては、これからもご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、議長就任のあいさつにさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（齋藤紀男） これをもって私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

武田議長、議長席にお着き願います。

【齋藤紀男副議長 議席を退き 武田正廣議長 議長席に着く】

日程第4 会期の決定

○議長（武田正廣） 次に、日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（武田正廣） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。現在、1名欠員となっております議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長及び議員4区分から各1名を選任していることから、このたび議長に選出されました、私、武田正廣が就任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、私、武田正廣が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

日程第6 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件

○議長（武田正廣） 次に、日程第6同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明申し上げます。

副広域連合長齊藤滋宣氏は、平成22年4月22日をもって任期満了となっております。

そこで、その後任として大仙市長栗林次美氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田正廣） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案ですので、直ちに採決することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで栗林副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩します。

【午後2時10分 休憩 ・ 午後2時11分 開議】

○議長（武田正廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで栗林副広域連合長からごあいさつの申し出がありましたので、発言を許します。

○副広域連合長（栗林次美） 大仙市長の栗林次美です。就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

この後期高齢者医療制度、これから大きく変わろうとしているようでありますが、連合長をよく補佐して、新しい制度ができてでも対応できるような組織にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（武田正廣） 議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件及び議案第10号平成22年度秋田県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件までの、以上、各案のそれぞれの議案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成22年8月広域連合議会臨時会の開会に当たり、今臨時会提出の条例案及び補正予算案等について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

国会では、6月14日の衆議院本会議において、菅首相が、新内閣発足後初めて行われた各党代表質問の中で、後期高齢者医療制度の一期4年での廃止を改めて明言いたしております。

また、新制度の具体的なあり方を検討する長妻厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議がこれまで9回開会されており、7月23日のこの会議で、新制度の骨格としての中間取りまとめ案が示されたところであります。

さらに8月20日には、国から中間取りまとめとして正式発表がなされ、本日の全員協議会におきまして、皆様方にご報告いたしましたところでございます。

この新制度の検討に当たり、高齢者を初め国民の方々から広く意見をいただき、議論に反映させるため、8月初めから全国6ブロックで地方公聴会も順次実施されており、北海道・東北ブロックにおいては、8月4日に仙台市で開催しております。

この後、地方自治体、保険者等の関係者などの意見を聞きながら、新制度の具体的な内容について、年末までに最終取りまとめの議論を行い、来年春の通常国会での関連法案成立を目指し、平成25年4月からの新制度施行につなげる予定としております。

当広域連合といたしましては、国の今後の動向等に適時適切に対応し、常に最新の情報収集に努め、県内各市町村との連携を一層密にしながら、広域連合としての保険者機能の充実・強化を図りながら、現行制度の運営責任を果たしてまいり所存でございます。

さて、今臨時会には、条例案1件及び補正予算案1件の議案を提出いたしております。

まず、条例案についてご説明申し上げます。

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件は、3歳未満の子を有する職員等の時間外勤務の制限等について定めるとともに、規定を整備するものであります。

次に、平成22年度補正予算案についてご説明申し上げます。

平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、平成21年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金が保険給付費の確定により超過交付分を返還する必要があるため、補正を行うものでありま

す。

以上、提出案件の概略をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第7 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

○議長（武田正廣） 次に、日程第7、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

まず、議案第9号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

○事務局長（伊藤智） 議案第9号について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行されたことに伴い、3歳児未満の子を有する職員等の時間外勤務の制限について定めるとともに、所要の規定を整備するため、条例における関係部分を改正するものです。

なお、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（武田正廣） 説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑を行います。これまでに議案第9号に対する質疑の通告はございません。これをもって、議案第9号に対する質疑を終了いたします。

これより、討論、採決を行います。議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

○議長（武田正廣） 次に、日程第8、議案第10号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

まず、議案第10号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

○事務局長（伊藤智） 議案第10号について、ご説明申し上げます。議案書の7ページをお開きください。

議案第10号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件についてであります。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億957万5,000円を追加し、予算総額を1,339億6,026万9,000円とするものです。

歳入歳出の補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。14ページと15ページをお開きください。

まず歳入でございます。8款1項1目繰越金は、平成21年度決算に伴う繰越金であり、8億957万5,000円を追加するものです。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、16ページと17ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

7款1項2目償還金は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する現役世代からの支援金であります支払基金交付金に係る返還金でありまして、保険給付費の確定に伴い、既に交付された額が確定額を上回ったため、当該超過額を返還する必要があることから、8億957万5,000円を追加するものです。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（武田正廣） 説明が終わりました。

これより議案第10号に対する質疑を行います。議案第10号に対して14番鹿兒島議員から通告がありましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。

なお、発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島巖） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。14番小坂町選出の鹿兒島であります。

本議案は、議案第10号は、社会保険診療報酬支払基金から平成21年度に交付を受けた交付金について、同年度の医療給付費の確定により超過交付分の精算を行うための補正ということであります。

この補正予算の編成をせざるを得ないもとというのは、いわば21年度の剰余金が発生した、この剰余金に絡んでのものであります。したがって、本議会では特に21年度の決算の認定ではございませんので、決算議会で改めて剰余金全体についての質疑はさせていただきますが、今回につきましては、この補正予算に限定した質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1点目は、この超過交付金8億957万円余という多額になったその要因というのがどういう内容なのか、ご説明を願いたいということであります。

また、この超過交付金の発生を年度別に追ってみますと、20年度から22年度にかけて増加傾向にあると。これは、この交付金の算出方法について、国の指導があるわけでありましょうけれども、その指導の中身に問題点というものはないのかどうなのか、その辺についての見解をお伺いしたい。

これが主な内容でありますので、まずお答えをいただきまして、再質問があればさせていただきますというふうに思います。

以上であります。

○議長（武田正廣） 広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、8億957万円余りの超過交付金となった要因についてということでございますけれども、この件については、社会保険診療報酬基金、支払基金からの交付金でありますけれども、広域連合が被保険者の療養の給付として負担する経費のうち、現役世代からの負担分として交付されるものでございます。この交付金は、広域連合が報告した平成20年度の療養給付費等の実績に基づいて、支払基金が平成21年度の見込額を算定し、概算交付金として交付されたものであります。

この概算交付金であります、広域連合の当該年度の療養給付費等の確定を受け、年4回変更されております。今回返還する約8億957万円につきましては、最終変更後の平

成 2 2 年 1 月及び 2 月診療分の実績額が支払基金の見込額を下回ったことによるものであります。この要因といたしましては、平成 2 1 年度においてインフルエンザ等の罹患者数が伸びなかったことなどを考えております。

なお、全国の広域連合における交付金の精算状況でありますけれども、4 7 都道府県のうち、愛知県を除く 4 6 都道府県が返還することとなっております。

次に、国から示された部分についての医療費給付の伸び率を用いて療養給付費を予算措置したものでありまして、今年度の平成 2 2 年度における療養給付費については、ほぼ予算どおり推移しているという状況にあるわけでありまして、我々としては、この国の指導等の数式というか数字というものは適切なものと判断し、そのとおり今後とも運営してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武田正廣） 1 4 番鹿兒島議員。

○1 4 番（鹿兒島巖） ありがとうございます。

ただいまの答弁をお伺いいたしまして、いずれにいたしましても、やはり基金からの交付金、それから交付金の精算方式、この制度の中に矛盾があるように思うわけであります。

といいますのは、2 0 年度、それから 2 1 年度、制度発足 2 年間経過しておりますけれども、その中でいずれも決算時における超過交付金の返還というものが多額に発生をしている。これは、本来、制度的に好ましいのかどうなのかということについてであります。言いかえれば、返還金が出るというのは剰余金が多額に発生をする。剰余金の中には、当然これは被保険者から徴収した保険料も入っているわけでありまして、それが過大に見積もられているということに理解せざるを得ない。

今回の場合でいえば、県民 1 人当たり 4, 5 0 0 円という超過交付金が出ているわけでありまして、個々の被保険者の保険料との関係でいえば、やはり保険料が十分精査された上で計算されていたのかどうかという問題に波及する、そういうふうに思うわけでありまして、この点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正廣） 広域連合長。

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員のご質問でございますけれども、これは当初予算の部分でも大変議論になりました。そういった中で、剰余金が出るというのは、被保険者の負担についてかなり過大に徴収しているのではないかと、こういうご意見だと思っておりますけれども、今、後期高齢者の特別会計、全体で約 1, 3 3 0 億円でございます。2 年に一遍の改定でございます、今までの実績と、それから国から示される伸び率等々の中で、我々としては適正に被保険者の自己負担分という部分には審査したものであるというふうに思っておりますし、現実、今回は 1, 0 0 2 円の値上げとなりましたけれども、最終的には、

したがって、年の保険料としては3万7,108円から3万8,110円という形になりました。これも全国的な状況から見ますと、全国最下位でありまして、そういう部分からいきますと、決して過大なものではないと。そしてまた、1,330億円というトータルの中では、これぐらいの誤差が出るというものは、これは県民の皆さんにご理解いただける数字だと、このように考えております。

以上です。

○議長（武田正廣） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 特に21年度、先ほど申しましたように決算時点で最終的な全体的な検証をさせていただきたいというふうに思います。

また、ただいま連合長から答弁がありました22年度のことについても、これはやはり決算を見なければわからない点もございます。そういう点で、先の論議にならざるを得ないわけでありましてけれども、いずれにしましても、現在のこの後期高齢者医療制度の会計処理上の問題で、国の基本的な制度にのっとる処理をするということについては、これは現在の制度の中ではやむを得ないことでありますけれども、国に対してさらに県民の生活実態を勘案した上での保険料の決定等について十分意見を発信をしていただきたい、そういう対応についてご努力いただきたいということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正廣） 事務局長。

○事務局長（伊藤智） 今回の返還金であります。決して問題のある制度で過大見積もりをして余した剰余金とは受けとめてございません。あくまでも支払基金と広域連合の医療実績に基づきまして、算定額に関して、当広域連合の当該実績、当該年度の医療実績が低かったということで返還して清算するものでございます。

年間1,300億の医療給付費で、月額にいたしますと100億を超える給付費であります。インフルエンザが発生いたしますと給付費が上がるわけでもございまして、医療費が1%上がると、月額1億円を超える医療給付費が必要となるわけでもございます。今回は1月、2月分の見込みが8億多かったということでもございます。8億が特に突出した額とは私ども受けとめておりません。あくまでも想定した範囲の返還額と認識いたしております。

以上でございます。

○議長（武田正廣）

これより、討論、採決を行います。議案第10号平成22年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合会長のあいさつ

○議長（武田正廣） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今臨時会に提出いたしました条例案、補正予算案、同意案について、いずれも適切なご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当広域連合では、引き続き後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす所存でございますので、議員各位のなご一層のご協力をお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

閉 会

○議長（武田正廣） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。
これで、平成22年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 武 田 正 廣

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長 齋 藤 紀 男

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 小 畑 元

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 藤 原 幸 美